

議案第 9 1 号

湯梨浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例

湯梨浜町国民健康保険条例（平成16年湯梨浜町条例第132号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第10条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し10万円以下の過料を科することができる。</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において <u>発布</u>する納入通知書に指定すべき納期限は、その <u>発布</u>の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合</u>又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科することができる。</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において <u>発付</u>する納入通知書に指定すべき納期限は、その <u>発付</u>の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定により、なお従前の

例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。